

報 道 資 料

発 表 日 : 令和2年12月26日
問 合 せ 先 : 食と農の振興部畜産課
須原、高田
0742-27-7448 (内線3882)

奈良県内における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る 搬出制限区域の解除について

奈良県五條市において発生した高病原性鳥インフルエンザについて、本日、清浄性確認検査の結果が判明し、異常のないことが確認されました。これを踏まえ、農林水産省と協議した結果、12月27日（日）午前0時をもって、搬出制限区域を解除することとなりました。

1 養鶏農場の概要

所在地：五條市

飼養羽数：約7.7万羽（採卵鶏）

2 搬出制限区域の解除

（1）区域内農場：10農場

（2）解除時期：令和2年12月27日（日）午前0時

3 移動制限区域の解除

（1）区域内農場：2農場

（2）解除時期：令和3年1月2日（土）午前0時

※搬出制限区域解除後に新たな異常が発生しなかった場合

4 防疫措置の経過と今後の予定

12月11日（金） 防疫措置完了

12月22日（火） 清浄性確認検査（防疫措置完了から10日経過後）

12月26日（土） 検査結果判明（異常なし）

12月27日（日） 午前0時 搬出制限区域解除

1月2日（土） 午前0時 移動制限区域解除予定（防疫措置完了から21日経過後）

5 報道機関へのお願い

- 1) 我が国の現状において、家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 2) 農場への取材は、本病を含む家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。